

第2部 基本構想

第1章 基本構想策定の目的 ……12 (基本的な考え方)

第2章 目標年次 ……12

第3章 市の将来像及び実現に 向けた基本方針(施策の概要) ……12

第1節 将来像(基本理念)

第2節 基本方針(まちづくりの方針)

1. 地域の個性を活かした
特色あるまちづくり
2. 市民参加による
一体的な新しいまちづくり
3. 人が生き生きし
安心して暮らせるまちづくり

第4章 施策の大綱 (施策項目、施策内容) ……15

1. 地域の個性を活かした
特色あるまちづくり
2. 市民参加による
一体的な新しいまちづくり
3. 人が生き生きし
安心して暮らせるまちづくり

第1章 基本構想策定の目的(基本的な考え方)

基本構想は、旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村で構成する合併協議会が主体となって策定した新市建設計画「新市まちづくり計画*」の理念を踏襲し、かつ、尊重して策定するものであり、地域の速やかな一体感の醸成を推進し、市民が誇りと夢や希望を抱いて暮らすことができる魅力ある街へ進化するため、むつ市の最も基本となる目標を定めるものです。

第2章 目標年次

この基本構想の目標年次は、平成28年度までとします。

第3章 市の将来像及び実現に向けた基本方針(施策の概要)

第1節 将来像(基本理念)

人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国

本市は、豊かな自然環境の中で生活や産業が営まれており、大都市空間には見られない役割や特性を持った地域となっています。このような特性を活かして、循環型社会*の形成など、人と自然が共生し、双方が輝く地域づくりを目指すことが可能な地域です。

地域の基幹産業である農林水産業は、豊かな自然資源を活かしながら展開され

てきましたが、水揚げや魚価の低迷、食料の輸入自由化等により農林水産業は大変厳しい状況にあります。

また、当地域は、様々な文化が融合した地域であり、自然環境、温泉、食文化や歴史文化などの特色ある地域資源を有し、それが市民の心の豊かさを醸成するとともに、来訪者に対して癒しの空間を提供しています。

このような特色を活かし、第1次産業である農林水産業と観光産業を結びつけた総合的な産業の活性化を進めていく必要があります。

一方、国においては、地方分権*の推進や三位一体の改革*などを進めており、これからの地方自治体は、自らの判断で自らの責任の下に地域経営*をしていかなければならない状況に置かれてきています。

本市は、半島地域という特色ある地域環境を活かしながら、農林水産業、観光産業、原子力関連産業、海洋科学関連産業、サービス産業等を活用し、独自性及び自立性のあるまちづくりを進めていきます。

第2節 基本方針（まちづくりの方針）

市の将来像である「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の実現のために、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」を方針として、それぞれの分野において目標を定め、地域資源を活かしながら、行政と市民の役割分担を明確にした市民協働*のまちづくりを目指します。

1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり

本市のまちづくりは、一つの行政体として全く均質の地域を形成していくことではありません。地域の活力の創造という点からは、むしろ地域が持っている個性を大切にしながら、それぞれが特色ある地域づくりを行い、その地域が一つの行政体の中で連携することにより、大きな力が生み出されると言えます。

本市は、風光明媚な自然環境や景観によって国定公園の指定を受けていることから、自然保護思想の徹底化や自然との共存共栄を図り、また、世界の海で地球環境の保全や解明に活躍し、本市に母港を有する海洋地球研究船「みらい」とともに、自然保護、保全への取組と豊かな自然環境を世界に向けて発信していくことが重要です。

さらに、新エネルギー*に係る施設整備が検討されるとともに、使用済燃料中間貯蔵施設*の建設計画が進められ、近隣にも原子燃料サイクル施設*、原子力発電所や石油国家備蓄基地が所在しており、当地域は、正しくエネルギー基地としての様相を色濃くしていることから、人と自然とエネルギーが共存共栄する一

地域、一国家を超えた地球的課題への取組を発信し続けていかなければなりません。

また、一方では、多種多様な海産物を中心とする豊かな自然の恵みを活用した食文化の一層の進化と、それを活用した特色ある産業の育成や観光産業への活用及び海洋科学研究拠点の形成等に取り組んでいくことが必要であり、特に観光振興については、自然に育まれた多彩な癒しの効果を活用した戦略を展開していかなければなりません。

このような取組を通じ、地域の最も大きな命題の一つである雇用機会の増大を図っていくことが必要です。

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

本市のまちづくりは、新たな地域づくりのためのきっかけとなるべきものであることから、多くの市民の参画により地域全体としての一体感を醸成するとともに、地理的にもこれまで以上に密接な連携を図っていくことが求められます。

このためには、インフラ*の整備により地域の一体性を高めるとともに、市民の協働システム、地域コミュニティ*の構築、新たな行政システムづくりなどが必要であり、市民参加の多様な機会をつくり、市民が気軽に新しいまちづくりに携わることができる場の整備が必要です。

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

本市のまちづくりは、新たな社会の要請に応えるための仕組みづくりであり、その基本的なところは、地域に住む人々が多様な社会環境の変化の中で、生き生きと安心した生活ができることを前提とすることが重要です。

このためには、急速に進む少子高齢化社会への対応が喫緊の課題であり、高齢者や子育て支援に係る施策を充実し、次の時代を担っていく若者の育成のため、教育の充実を図るとともに、若者がこの地に住み続けたいと思えるような地域づくり、さらには、男女共同参画社会*に向けた地域全体の仕組みをつくっていかねばなりません。

また、このような安心して暮らせる環境を整備するために、徹底した防災等への取組を行っていくことが必要です。

第4章 施策の大綱(施策項目、施策内容)

1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり

(1) 観光の振興

多様な地域資源を有する本市にとって、観光は地域資源を活用した経済活動を生み出す上で重要な戦略となります。最近では、東北新幹線八戸駅の開業により首都圏と本県が身近になり、さらに、平成22年には、新青森駅まで延伸されることから、観光客の増加が大いに期待されます。面積的にも、広域で豊かな自然資源を活用した第1次産業が発達している条件を最大限に活かし、トレンド*に合った多様な観光振興を図ります。

① 広域周遊型観光の形成

本市の多様な観光資源の連係を図るとともに、周辺の観光地との連係を図ることにより、広域的な周遊型観光ルートを形成し、観光客の入込みの増大を図ります。

② 第1次産業との連係

本市の特徴的な産業である農林水産業を観光資源として活かし、その魅力を高めながら、第1次産業の振興に結びつけていきます。

(2) 特色ある地域産業の育成

自立ある地域を形成するためには、多様な地域資源を活用した特色ある産業の育成を図ることが求められます。これまで発展してきた既存産業の活性化を図るとともに、我が国の社会動向や地域特性を活かした新たな産業の育成を図り、地域の総合的な能力の向上に取り組むなど、雇用機会の拡大を目指します。

① 農林水産業の振興

基幹産業としてこれまで発展してきた農林水産業について、新たな経営戦略や技術の導入、経営環境の整備等により、再活性化を図ります。

② 商工業の振興

本市の集積を高めるために、商業や都市的サービス業の高度化を通じた中心市街地の活性化を図るとともに、高齢化社会に対応した地域商業の育成に努めながら、市内全域における商工業の振興を図ります。

③エネルギー関連産業の育成

現在、建設計画が進められている使用済燃料中間貯蔵施設*や隣接町村で建設や計画が進んでいる原子力発電所等を活用し、エネルギー関連産業の育成を図ることにより、地域産業の活性化や雇用機会の創出に努めます。

④新たな産業の創造

地域における立地条件やゆとりのある居住環境を活かして、特色ある新たな産業の導入を積極的に図ります。

(3)豊かな環境の創造

特別天然記念物のニホンカモシカや天然記念物のニホンザルなどが生息し、豊かな自然環境に恵まれていることから、今後も環境の保全に努めていくとともに、恵まれた条件を積極的に活用しながら発展していくことが求められます。このため、環境に配慮した地域整備を行い、人と自然が共生し合う豊かな環境の創造を図ります。

①循環型環境社会*の創造

豊かな自然環境を保全し、次の世代へ円滑に受け継いでいくために、循環型社会の形成を図り、環境に優しいまちづくりを推進します。

②自然環境の保全

多様な生物や自然景観などを良好な状態で保全し、人と自然とが共生可能な地域を形成します。

③住環境の整備

豊かな自然環境に囲まれた住みやすく、かつ、安らぎのある地域を形成するために、自然との調和を図りながら住環境の整備を進めます。

④計画的な土地利用の推進

多様な地域資源を有効に活用するため、それぞれの地域の市全体の中での位置づけや土地の持っている潜在的な機能に配慮し、計画的な土地利用を推進します。

(4)個性豊かな地域文化の伝承と創造

田名部まつりをはじめとして、各地区ごとに様々な祭典や伝統文化が根づいており、それが地域の特色を形成しています。このような伝統文化を積極的に伝承しながら新たな文化を創り上げていくことが求められます。これまで培わ

れてきた文化的な蓄積を大切にするとともに、新たな文化を積極的に創造することにより、住んでいる人の心が豊かになる地域の形成を図ります。

①地域文化の発掘創造及び保存伝承

多様な地域から成り立っている本市には、様々な文化的資源が存在します。これらを積極的に発掘し、新たなまちづくりの中で活用するとともに、地域固有の伝統的な文化の保存伝承に努めます。

②地域文化の発信交流

新たな文化の創造を図るため、市民を中心とした多様な文化活動の活性化を促進し、これらを活用した情報発信や人的交流を進めます。

(5)海洋科学研究拠点の形成

海洋地球研究船「みらい」の母港があり、独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所等の海洋研究機関が立地する本市は、我が国における当該分野の研究に係る重要な拠点となっています。このような集積を活かして、海洋科学に関する研究の拠点性を強化するとともに、新たな産業の育成を図ります。

①関連研究機関等の誘致集積

本市が、海洋科学に係る拠点として機能し発展するため、立地環境の整備を図るとともに、関連する多様な機関や産業の誘致を進めます。

②周辺環境等の整備

海洋科学に係る関連研究機関の誘致集積を図るため、各種インフラ*を含めた居住環境の整備を進めます。

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

(1)一体的な地域の形成

道路、港湾、情報通信などの社会基盤の整備充実を図り、これにより市内全域が一体的な地域として機能し、発展するための基盤形成を目指します。また、地域の一体性の向上と均衡ある発展を図るとともに、住民福祉の向上に努めます。

①道路基盤の整備

市内の各地域を結ぶ幹線道路*や生活道路の整備、地域間の移動時間の短縮や安全な道路交通を確保します。

②公共交通の確保

市内の公共交通の利便性を確保し、観光客を含め、高齢者や通学者など、自家用車を運転しない方々の移動手段を支えます。

③広域交通ネットワークの形成

県内各地や北海道などへの広域的な交通の利便性を高めるため、道路、航路及び鉄路などの交通ネットワークの充実を目指します。

④電子自治体*の推進

広大な面積を持つ本市における一体性の確立や情報格差の解消に極めて重要な役割を果たす情報ネットワークの活用を図り、情報共有の仕組みづくりを進めます。

(2) 市民協働*の施策展開

市の主役は、市民一人ひとりであり、市民の主体的な活動や交流等を支援します。また、市民参加のまちづくりを推進し、市民や各種団体等と行政との協働による施策を展開することにより、新たな地域経営*の仕組みを構築します。

①市民協働の施策展開

市民協働の新たな仕組みの構築に取り組みます。また、協働の核となる人材の育成に努めます。

②多様な市民活動の支援

各種コミュニティ活動やボランティア活動、NPO*活動など、多様な市民活動を支援するとともに、住民間の交流を促進します。

③広報広聴の充実

市民の行政に対する関心と理解を深め、まちづくりの状況等を正しく伝達するため、広報活動及び情報提供を推進します。また、まちづくりに市民の声を積極的に反映させる仕組みづくりを推進します。

(3) 地域コミュニティ*の構築

市民主体のまちづくりの基礎となる地域コミュニティについて、その機能の充実を目指します。

①コミュニティ自治*の実現

各町内会などにおいて、身近なことは市民自らが意思の決定や運営に参加

できる仕組みを構築し、コミュニティ自治の実現を目指します。

②世代間交流の促進

少子高齢化が急速に進む中で、世代間の交流を促進し、誰もが住みよいまちづくりや伝統文化の継承促進、また、互いを尊重し、思いやる意識の醸成等を図り、地域活力の維持向上を目指します。

(4)新たな行財政システムの構築

効率的な財政運営と高度な行政サービスの仕組みづくりを推進するとともに、広域的な視点での行政連携を進め、地方分権*時代に対応できる充実した行財政システムの構築を目指します。

①効率的な行政運営

地域全体で支え合う仕組みづくりにより、きめ細やかな行政サービスの提供を進めるとともに、メリハリのきいた施策展開を図り、健全な財政運営の中で行政サービスの充実と高度化を目指します。

②財政の健全化

効率的かつ戦略的な財政運営を図り、財政を取り巻く厳しい社会環境下においても、健全な財政運営の確保を目指します。

③広域行政の推進

行政サービスの多様化、高度化等に適切に対応するため、広域的な連携や調整により、経費の効率化を図るとともに、効率的な市民サービスの提供を推進します。

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

(1)保健・医療の充実

乳幼児から高齢者までの健康づくりを支え、また、総合的で質の高い医療体制の構築をより一層推進することにより、健康な心と身体を守る保健・医療の充実した地域づくりを目指します。

①保健活動の充実

総合的かつきめ細やかな保健予防対策を推進し、健康の増進や疾病の予防等に取り組みます。また、医療体制との連携をより一層推進し、いつでも安心して保健や医療などのサービスを受けることができる地域づくりに取り組

みます。

②医療体制の充実

広域医療の中核としての医療機関から市民に身近な医療機関まで、市民等の医療ニーズに対応するための総合的な地域医療体制の整備充実を図ります。また、病院経営の健全化に向けた取組を推進します。

③健康づくり施策の展開

地域に密着したきめ細やかな健康づくり施策を推進し、生涯を通じた健康づくりに取り組みます。

④国民健康保険の充実

国民健康保険制度についての周知、啓発等の対策を推進するとともに、保険事業の適正かつ健全な運営基盤を確保し、被保険者等へのサービスの充実を図ります。

(2)福祉の充実

少子高齢化が進行する中で、誰もが安心して暮らすことのできる社会を構築するため、地域全体で支え合う福祉の充実を促進します。

①高齢者福祉の充実

介護保険制度による介護サービスの充実やその他の高齢者福祉サービス及び高齢者福祉施設等の整備充実を図り、高齢者やその家族が必要とする福祉サービスを適切に受け取ることができる環境づくりに努めます。また、高齢者が生きがいを持って暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

②児童福祉の充実

新しい時代を担う子どもたちが、健やかに育っていくことができる地域づくりや、安心して子どもを産み、男女ともに子育てによるこびや楽しみを感じることができるような社会づくりに向けた児童福祉の推進に努めます。

③障害者福祉の充実

ノーマライゼーション*の理念に即し、障害者（児）の日常生活を支える各種施策の充実やバリアフリー*環境の整備、社会参加の環境整備に取り組みます。

④社会福祉の充実

厳しい社会経済情勢や少子高齢化が進む中で、誰もが自立した生活ができるよう低所得者福祉対策の推進を図ります。

⑤青少年の健全育成

問題行動を早期に発見し、適切な指導を講じるため、家庭、学校、地域社会が一体となって、青少年の健全育成及び心豊かな子育てと健全な家庭づくりの推進に取り組みます。

⑥国民年金の充実

高齢化社会が進行する中で、老後の生活を支える国民年金制度への理解と認識を高め、全ての市民が年金受給権を確保できるよう努めます。

(3)教育の充実

まちづくりを次の世代に引き継いでいくための人づくりと、地域における特色ある文化を大切にし、育てていくため、生き生きとした人々が地域にあふれ、様々な活動に取り組むことを支える教育の充実に取り組みます。

①幼児教育の充実

人間形成の上で、重要な役割を持つ幼児教育の充実を図ります。

②学校教育の充実

義務教育においては、子どもが豊かな心を持ち、自ら学び、自ら考える力など「生きる力」を育成するため、教育活動の充実や各種教育施設の充実等に取り組みます。

特別支援教育*においては、教育相談体制の整備や障害の重度化・重複化等に対応した教育システムの整備等を推進します。

高等教育においては、意欲的に高等教育を受けたいと志向する環境づくりを進めるとともに、海洋科学技術研究や海と森の自然環境に恵まれている点など、本市の特色を活かした研究機関等の誘致などに取り組みます。また、社会教育とも連携し、地域文化を学ぶ機会や社会に参画する機会を多様な形で積極的に導入することや新たな取組へのチャレンジなどを通じ、独自の「学びの環境づくり」を進めるとともに、地域の教育力となる「地域の人材」の育成を図ります。

③社会教育の充実

市民一人ひとりが生涯にわたって自己の啓発と向上を目指し、より良い地

域社会を創り出すための活動に取り組むことができる環境整備に努めます。また、市民が地域の文化に触れ、交流を積極的に行うことを支援し、文化の伝承と新しい地域文化を育む地域づくりを目指します。

④スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が健康を維持し、充実した生活を送るため、日常生活の中で気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及を目指します。また、スポーツ団体や指導者の育成を図るとともに、スポーツ活動の充実のための施設整備等に努めます。

⑤地域間交流の促進

国際海洋科学研究都市への取組や地域の多様な文化や産業活動、学校教育に係る取組など、様々な場面を通じて国内外の諸地域との交流を促進します。

(4) 男女共同参画社会^{*}の形成

男女が社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、政策決定の場など、あらゆる分野に平等に参画し、共に社会の発展を支えていくような男女共同参画社会の形成を促進します。

①男女共同参画社会づくりに向けた意識改革

男女共同参画の視点にたった意識改革や教育及び学習環境の整備に取り組みます。

②家庭、地域、職場における男女共同参画の実現

あらゆる分野での男女共同参画の実現を推進します。

(5) 安全で安心な環境の充実

広大な面積と豊かで厳しい自然環境を有する本市において、安全・安心な環境のもとで市民生活や産業活動を行うことができるよう防災対策、消防・救急体制の充実、公害や廃棄物等への対策、さらには、防犯対策などの総合的な取組を推進します。

①防災対策の充実

自然災害について、地理的特性から甚大な被害を受ける可能性がある本市において、総合的な防災体制の充実を図るとともに、ICT^{*}（情報通信技術）の発展等の社会情勢を踏まえ、実効性の高い取組を推進します。また、原子力施設等の防災対策については、総合的な監視体制の整備や広域的な避

難経路の確保等に取り組みます。

②消防・救急体制の充実

市民の生命と財産を守るため、市内全域における消防・救急体制の充実を図ります。

③公害対策の充実

産業公害や生活公害など、あらゆる形態の公害対策の充実を図り、快適で安全な環境づくりに取り組みます。

④環境衛生対策、廃棄物対策の充実

環境美化や環境衛生の向上に向けた環境衛生対策を推進します。また、ごみ、し尿の収集運搬及び処理、処分の仕組みの充実を図ります。

⑤水道の安全・安定供給の確保

安全で良質な水の安定供給の確保を図るため、水道施設の整備や危機管理体制の強化に向けた取組を推進します。

⑥交通安全の確保

モータリゼーション*社会にあって、交通ルールの遵守やモラルの向上を図るなど、交通安全の確保に向けた取組を推進します。

⑦防犯対策の充実

市民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域づくりに取り組むとともに、地域、家庭、学校などの関係機関の連携のもと、防犯に向けた活動ができる環境の整備に努めます。

